



令和 3 年 7 月 14 日  
海上保安庁



## 国際航路標識機関条約の署名及び受諾書の寄託



～世界の航路標識の発展のために～

7 月 13 日(現地時間)、フランス・パリにおいて、海上保安庁が加盟している国際航路標識協会 (IALA) を国際機関とするための国際航路標識機関条約に、伊原純一駐フランス共和国特命全権大使が署名するとともに、本条約の受諾書をフランス政府に寄託しました。

### 1 国際航路標識機関条約の目的等

本条約の目的は、航路標識の改善及び調和等を通じて船舶の安全かつ能率的な移動等のための国際協力をより一層強化することであり、我が国を含む世界全体の海事分野での協力強化が期待されます。

### 2 海上保安庁との関係

海上保安庁は、灯台、ブイなどの航路標識に関する国際的基準の策定等を行う非営利団体の IALA に、昭和 34 年に国家会員として加盟し、海上保安庁交通部長は、昭和 50 年から連続 11 期にわたって理事を務めています。また、当庁が航路標識分野において主導的に国際的な取組みを行ってきた実績が評価され、平成 28 年からは、IALA の技術委員会である e-Navigation 委員会の議長を当庁職員が務めています。

海上保安庁としては、国際機関への移行後もその活動に積極的に参画して参ります。

### 3 条約発効要件

本条約は、30 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に発効します。

#### 【参考 1】国際航路標識機関条約

本条約は、2020 年 2 月、クアラルンプールにおいて採択され、2021 年 1 月 27 日から 1 年間、フランス・パリにおいて国際連合の加盟国による署名のために開放されている。

2021 年 7 月 9 日現在、締約国は 1 か国、署名国は 11 か国。

#### 【参考 2】国際航路標識協会 (IALA : International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouse Authorities)

IALA は、灯台等の航路標識に関する世界的な取組を通じ、安全かつ能率的な船舶の移動等を促進させるため、昭和 32 年、フランス国内法上の非営利団体として設立された。令和 3 年 7 月 9 日現在、89 の国家会員、72 の準会員及び 149 の工業会員で構成されている。国内の多くの団体及び企業も IALA に参画し、活動に貢献している(3 団体が準会員、8 社が工業会員)。